

情報公開・個人情報保護審査会設置法案に対する修正案

情報公開・個人情報保護審査会設置法案の一部を次のように修正する。

目次中「第七条」を「第八条」に、「審査会の調査審議の手続（第八条―第十六条）」を「不服申立てに係る調査審議の手続（第九条―第十七条）」に、「第十七条・第十八条」を「第十八条・第十九条」に改める。

第二条を次のように改める。

（設置）

第二条 内閣府に、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

第十八条中「第四条第八項」を「第五条第八項」に改め、同条を第十九条とする。

第十七条を第十八条とする。

第三章中第十六条を第十七条とし、第十三条から第十五条までを一条ずつ繰り下げる。

第十二条中「第九条第一項」を「第十条第一項」に、「第十条第一項本文」を「第十一条第一項本文」に改め、同条を第十三条とする。

第十一条を第十二条とし、第十条を第十一条とし、第九条を第十条とする。

第八条第一項第三号中「第四十二条」を「第四十一条第一項」に改め、同項第四号中「第四十二条第二項」を「第四十条第二項」に改め、同条第三項第一号中「第十九条第一項、第三十一条第一項」を「第二十条第一項、第三十二条第一項」に、「第三十四条第二項」を「第三十三条第二項」に改め、同項第二号中「第十九条第一項」を「第二十条第一項」に、「第四十条第一項」を「第三十九条第一項」に、「第二十二條第二項」を「第二十三条第二項」に改め、同条を第九条とする。

「第三章 審査会の調査審議の手續」を「第三章 不服申立てに係る調査審議の手續」に改める。

第二章中第七条を第八条とする。

第六条中「不服申立てに係る事件について」を削り、同条を第七条とする。

第五条を第六条とし、第四条を第五条とする。

第三条第一項中「十五人」を「二十四人」に改め、同条第二項ただし書中「五人」を「八人」に改め、同条を第四条とする。

第二条の次に次の一条を加える。

(所掌事務)

第三条 審査会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次に掲げる法律の規定による諮問に応じ、不服申立てについて調査審議すること。

イ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十八条

ロ 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）第十八条第二項

ハ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第 号）第四十一条第一項

ニ 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第 号）第四十条第

二項

二 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第三条第三項及び第十条第三項並びに独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第三条第三項及び第十条第三項の規定による諮問に応じ、調査審議すること。

三 第一号に規定する法律の施行に関し、関係行政機関の長及び関係独立行政法人等に対し、意見を述べらるること。

附則ただし書中「第四条第一項」を「第五条第一項」に改める。

この修正の結果必要となる経費

この修正の結果必要となる経費は、平年度において約七千二百万円の見込みである。